

カーシェア実証実験の現状をお知らせします



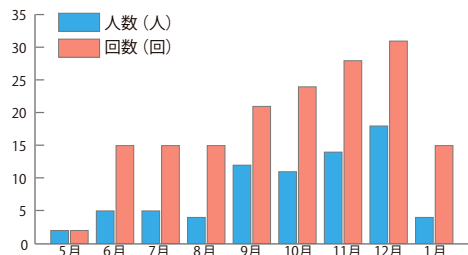
企画財政課企画経営室 ☎ 251101

カーシェアは空き状況を見て車を有料で利用し合う仕組みです。今年度は有効性や課題を検証するため、株式会社トヨタレンタリース三重と連携して佐田浜地区に車2台を設置する実証実験を実施しており、その状況について報告します。

利用状況について

カーシェアの利用開始時が緊急事態宣言の発令と重なり集団説明会を開催できませんでしたが、少しずつ利用が伸びており、1月に再び移動の自粛を求められるまでは何度も利用されるかたも見られました。

■カーシェアリング利用状況 (1/31 現在)

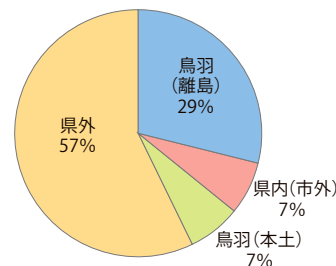


■利用者の居住エリア別の利用状況

	鳥羽 (離島)	鳥羽 (本土)	県内* (市外)	県外*
利用人数	13人	3人	3人	25人
利用回数	79回	21回	5回	58回

*市外、県外に住所登録があるかたで実際には市内に居住しているかたを含んでいます。

■利用者の居住エリア別の割合



利用者の意見・感想

- ・マリンターミナルから近くて申し分ない。料金もリーズナブルで良い。
- ・土曜日だと空いていないときが多く、もう1台増やしてほしい。
- ・今後も継続してほしい。
- ・いつもきれいな車を利用させていただいている。



1月から車両に抗菌処理をしています

カーシェアの利用について

利用にあたっては専用アプリ (トヨタ SHARE) のダウンロードと登録が必要になります。次の QR コードからダウンロードが可能です。登録について不明な点は、トヨタレンタリース三重鳥羽店もしくは市企画財政課へ問い合わせてください。

アプリの登録について トヨタ SHARE お問い合わせ窓口 ☎ 0800-666-2077

カーシェアの使い方について トヨタレンタリース鳥羽駅前店 ☎ 267100

アプリダウンロード



(iPhone 版)



(アンドロイド版)

鳥羽市景観計画の運用を開始します

建設課まちづくり整備室 ☎ 251175

市では、魅力ある景観づくりに市民のみなさんと共に取り組むため、景観づくりの基本的な考え方や方針、ルールなどを定めた「鳥羽市景観計画」を策定し、4月1日 (木) から運用を開始します。

これにより、景観法に基づく届け出の基準が、三重県景観計画から鳥羽市景観計画に定められた内容に変わります。市内で次の行為を行う場合は、届け出の対象となります。

- 建物・工作物の建設
- 外壁の色の塗り替えやリフォーム
- 太陽光発電施設 (築造面積 500㎡を超えるもの)
- 宅地の造成 (造成面積が 3,000㎡を超えるもの) など

※届け出が必要な行為の考え方は、地区によって異なりますので、建物規模に関係なく、すべての場合で届け出が必要な地区も一部あります。くわしくは、建設課まちづくり整備室へ問い合わせください。

届け出が必要となる建物規模

